

公立大学法人国際教養大学中期計画

I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

1. 教育・研究における質の維持・向上

- ・大学の経営と教学を分離し、教員については教育・研究活動に専念できる体制を確立する。
- ・全ての教員に任期制、年俸制、人事評価制度を導入し、国内外から優れた教員を確保する。

(1) 基本的な教育

①実践的英語力

- ・米国の大学で受講可能な英語力を養成する本学の英語集中課程（EAP）においては、担当教員やスタッフをきめ細かに配置し、1クラス15名程度の少人数教育による総合的な語学教育を行う。
- ・入学時にトフル・スコア450点以上の学生を確保し、学生の習熟度に応じて、3レベルにクラス分けを行い、リーディング、ライティング、リスニング、スピーキングのバランスを勘案した効果的な授業を行う。
- ・卒業時、全ての学生が600点以上の実践的英語能力を修得するため、EAP終了時にトフル・スコア500点、3年次の海外留学時には550点を目途に段階的な成績管理を徹底する。

②コンピュータ・スキル

- ・目標に定める総合的なコンピュータ・スキルを達成するため、以下のとおり、段階的な目標設定をする。また、授業の効率化を図る観点から、サポート役としてIT専門職を配置する。
- ・EAP修了時までには、オペレーション・システムの基本知識、インターネットの基本操作のほか、20 words/min. 程度のタイピング能力を育成する。
- ・基盤教育修了時までには、文章作成、表計算、グラフ作成、データベース作成、ホームページ作成などの基本的なコンピュータ・スキルを育成する。
- ・卒業時には、コンピュータによるデータ分析、データベースの管理と運用、コンピュータを使った効果的なプレゼンテーションスキル等、実社会で実践できるより高度なコンピュータ・スキルを育成する。

③グローバルな教養

- ・人文科学、社会科学、自然科学など基礎的な科学の履修においては、デュアル・ディグリー（日米両国の大学卒業資格）を求める学生を主な対象とし、問題意識

を備えた思考方法、数理的・論理的論証、人間の多様性、グローバルな視点、人間と環境など、バランスの取れた能力の養成を目指すMTC基準をモデルとして導入する。

- ・基盤教育の「グローバル科目」を中心に、幅広い世界の教養や日本人のアイデンティティなどを学び、世界の動向や多様な物の見方・考え方を養成する。

④総合的専門知識

- ・それぞれの専門課程においては、専門基礎知識の修得を徹底し、その上に体系化された総合的知識を養成する。

○グローバル・ビジネス課程

- ・本学のビジネス・プログラムは、ミネソタ州立メトロポリタン大学のビジネス・プログラムをモデルとして導入し、国際ビジネス、会計、経済、マーケティング等に関する基礎・応用知識を体系的に学ぶ。
- ・併せて、プレゼンテーション能力や、交渉力など、効果的な国際ビジネス・コミュニケーション能力を養成する。
- ・当面、学生にはメトロポリタン大学への1年間の留学を義務付け、現地での体験学習を通じて、国際的センスを養成する。留学先大学については、他大学との提携に基づく選択肢の拡大を図る。
- ・デュアル・ディグリーに係る専門科目の必要単位（75単位）については、単位互換等により修得するため、大学間協定を締結する。

○グローバル・スタディズ課程

- ・基盤教育において広く世界の動向を学び、グローバルな視点を養成する。その上で北米地域又は中国のいずれかの分野を選択し、それぞれの言語、政治・経済、文化、社会等の地域研究を行う。大学完成年次を目途に、地域研究の対象を北米・中国以外にも拡充し、カリキュラムの充実、コースの再編成等を行う。
- ・当面、北米分野においてはミネソタ州立ウィノナ大学、中国分野においては国立南開大学又は国立吉林大学とのプログラム連携により1年間の留学を義務付け、現地において地域研究を行う。留学先大学については、他大学との提携に基づく選択肢の拡大を図る。
- ・帰国後、両国と日本との関係や国際社会での業務展開に必要な専門知識を修得し、更に、実践力を高める。
- ・将来のデュアル・ディグリーの基礎となる専門科目の必要単位（68単位）については、プログラム連携により修得するため、大学間協定を締結する。

⑤学力水準の維持

- ・本学の卒業要件として、124単位以上の取得に加え、最低限の到達水準としてGPA（成績平均値）評価2.0を設定する。
- ・2セメスター連続で2.0未満の者に対しては、勉学に対する意欲を喚起し、補講などを積極的に実施するが、3セメスター連続で2.0未満の者に対しては、

退学勧告を行う。また、EAPについては、4セメスター履修しても修了できない場合に退学勧告を行う。

- ・学生に対する学習支援においては、チュートリアル（教員による個人指導）方式により、きめ細かい指導を行うとともに、教職員によるアドバイジングやカウンセリング、コンピュータによる自己学習システムの構築、図書館の24時間開館の実施などにより、体制の充実を図る。
- ・ファカルティ・ディベロップメント（教員の教育能力向上）委員会を設け、外部講師の招聘や各種研修会、「学生による授業評価」、「教員相互の授業評価」を実施し、教員の教授法等の向上を図る。

⑥キャリア開発

- ・基盤教育にキャリア・デザイン科目を設定する。入学後の早い段階から、学生に進路や人生設計について考える機会を提供する。
- ・インターンシップを必修とする。実際の職場体験によって具体的な仕事のイメージを与え、自己の職業適性や将来設計等についての考えを深める機会を提供する。
- ・学生の就業が可能と目される企業の協賛企業登録に努めるほか、インターンシップ受け入れ企業及び就職先企業の新規開拓を図る。
- ・多様な企業情報の提供はもとより、キャリア開発推進員の配置により、学生に対し、きめ細かな支援を行う。留学中の学生に対しては、本学との連絡を密にし、学生の就職を斡旋する。

⑦専門職教育

- ・英語教授法や日本語教授法などを専門的に履修する専門職大学院については、開学3年目の開設を目途に、開学初年度に検討委員会を設置する。
- ・時代の要請に応じた実践的な教育の提供ができる教員を養成するため、教職課程を有する大学等との連携を含め、開学3年目を目途に教職課程（高校・英語）の設置を検討する。

⑧日本語・日本学教育

- ・留学生の日本語能力レベルに応じ、少人数による、きめ細かい日本語教育を行う。
- ・日本の社会、政治、経済、文化、ビジネス、文学、歴史の他、茶道、華道、書道など幅広い分野の「日本学」科目を提供し、日本人学生に対しても選択必修とする。
- ・地域研究の一環として、地域社会、学校等との交流や地元企業でのインターンシップの実施など、フィールドワークを行う。

（2）基本的な研究

①自己研鑽

- ・各教員に一定の基礎的な教育研究費を支給するほか、各教員の研究計画や業績評価に応じ研究費を重点配分する。

- ・各種学会への参加に対しては研究費の一部を充てるほか、異文化教育センターの研究機能の充実や、国際教育ワークショップの開催等により、大学独自の共同研究の場も提供する。

②教育資源・プログラムの開発

- ・ファカルティ・ディベロップメント（教員の教育能力向上）委員会を設け、外部講師の招聘や各種研修会、「学生による授業評価」、「教員相互の授業評価」を実施し、同委員会がその結果を評価・分析することによって、資質の向上に反映させる。
- ・教員による教育プログラムの基礎研究をベースに、学長プロジェクト研究事業への採択、更には、文部科学省の採択が可能な教育プログラムの開発を支援する。

③地域課題の探求

- ・地域に貢献する大学として、地域課題をテーマとする独自の調査研究を行い、その成果は、県内大学間連携事業の一環として「地域課題講座」を開設し、発表する。
- ・県内企業や教育機関等との日常的な連携を通じ、産業・経済・教育における具体的な課題とその解決策について共同研究を実施する。

（3）学生生活に対する支援

- ・アドバイザー教員が、学業上の助言を行い、留学、就職など様々な相談に応じるほか、カウンセラーによる生活指導の実施、更には、サークル活動への支援などの多様な支援を行う。
- ・民間支援組織と連携して、大学独自の奨学金制度を創設する。
- ・多様な異文化と交流が出来る国際的なキャンパスライフを提供するため、教員の半数以上を外国籍の教員で確保する。
- ・留学生に対しては、相談窓口を設置し、奨学金の受給などの生活支援活動を促進する。また、日本文化への理解を深めるため、民間支援組織と連携し、短期ホームステイ、里親の受入先も確保する。

（4）学生の確保

①県内外の学生の確保

- ・各種メディア媒体やホームページを活用し、大学の周知・PRを図るほか、大学情報を定期的に提供するサービス等を行うキャンパス・サポーター・ネットへの会員登録を促進する。
- ・キャンパスツアーを年2回開催し、模擬授業等を通じ、教育内容やキャンパスライフ、入試要項の周知に努める。
- ・県内はもとより、全国主要都市において、教員や職員による大学の説明会を開催する。

- ・アドミッション・オフィサー（入試担当専門職）を配置し、学生の就学志向を踏まえた多様な選抜方法により、様々な能力を有する学生を確保する。
- ・EAP教員の派遣などによる県内高校との連携事業により、県内高校生の能力向上に努めるほか、県内高校生を対象とした推薦入試枠を設けることにより、優れた県内学生を確保する。
- ・秋学期入学制度を導入することにより、国際化の進展に伴って海外志向を強める学生のマーケットや高校生の短期留学の動向に対応し、開学1年目から、漸次、秋入学枠の拡大を図る。

②社会人等学生の確保

- ・科目等履修生や聴講生などに対する社会人の多様な学習ニーズに対応するほか、国際化に対応した能力開発を目指す他大学の学生の編入学も積極的に受け入れる。

③留学生の確保

- ・メトロポリタン大学、ウイノナ大学、吉林大学、南開大学との連携を中心に、安定的に留学生を確保するため、その主な受け皿となる日本研究コースにおいては、日本語や日本の文化を理解する教育など、多様なカリキュラムを編成する。なお、提携大学については、逐次、拡大を図る。
- ・留学生の受入については、日本研究コースの短期留学のみならず、正規の学部生の長期留学も受け入れる。

2. 地域貢献・国際貢献の実践

- ・「地域貢献プログラム」を策定し、各種事業を計画的に実施する。

（1）教育機関との連携

- ・県内大学間連携への参加を通じ、単位互換協定を締結するほか、「県民学習交流プラザ」などにおいて、県内の他大学の学生や社会人に本学の授業を提供する。
- ・相互に国際的な教育研究の機会拡大を図るため、既存の米国・中国の連携大学のほか、UMAP（アジア太平洋大学交流機構）に加入している諸大学との連携を中心に、韓国やロシアなどの諸大学との協定を締結する。
- ・小学校、中学校、高校に教員や留学生を派遣し、異文化社会とのふれあいの場や、生の英語を体験できる機会を提供する。また、夏休みなどを通じ、本学キャンパスでジュニア英語集中課程などを開催する。
- ・実践的な英語教授法を普及させるため、中等教育の英語教員やALT（英語指導助手）を対象に各種研修の機会を創設する。

（2）地域社会との連携

- ・キャンパスを県民の国際交流のサロンとして開放するほか、秋田県の国際化推進の拠点として世界の多様な情報を集積、提供する。また、県民の日常的なニーズ

に対応するため、国際交流に係る相談窓口を設置する。

- ・各種国際交流団体との共同作業により、国際化推進に係るセミナーの開催など、国際交流に係る共催事業に積極的に参画する。
- ・企業の多様な要望に対応するため、大学において活用できるビジネス情報などを開示するほか、日常的な相談窓口を設け、随時対応ができる体制を整備する。
- ・中長期の視点から、企業の要請に応じていくため、具体の協議やプログラムを作成する産学間の協議機関を設置する。
- ・学部の授業を開放し、科目等履修生・聴講生、更には、高校生を受講も積極的に受け入れる。
- ・県民学習交流プラザの活用や首都圏におけるサテライトの開設などを通じ、学生や社会人に対し、幅広い学習機会を提供する。
- ・メールによる英会話添削講座、国際社会の情報提供など、多様なサービスを提供する。
- ・各専門課程を中心に教育分野ごとに提供する学術情報を選別、加工し、ホームページ上で情報提供を行う。
- ・大学間の図書貸借ができるように平成16年度中に日本学術情報センターに加盟する。
- ・学生、教員、県民等の利便性の向上を図るため、図書館は原則24時間の開館とするほか、県内公共図書館や教育機関等との図書相互貸借ネットワークを構築する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

- ・有識者で構成するトップ諮問会議を置くとともに、大学経営会議を中心に自主・自立の大学運営を目指し、具体的な自己財源の確保や効率的・効果的な業務運営を行う。
- ・組織については、必要に応じ、柔軟に見直しを図る。

(1) 評価に基づく機動的な業務運営

- ・評価については、法律上定められた自己点検評価及び認証評価機関による評価に加え、大学が独自に設置する外部評価委員会（大学外部の有識者で構成し委員のうち半数程度を外国人とする評価委員会）を設置する。
- ・開学1年目に自己評価委員会を設置し、自己点検・評価に係る評価項目、学生による評価や教員相互評価などの評価方法及び評価結果の反映方法等を決定するとともに、開学2年目（以降毎年度）から、自己点検・評価を行う。
- ・開学1年目に外部評価の評価項目及び評価方法等を決定し、開学2年目に、外部評価委員会を設置し、以降毎年度評価を行う。
- ・各種評価結果を踏まえ、必要に応じて、法人の組織・業務全般について見直しす

るとともに、評価結果を随時、業務運営に反映させるシステムを構築する。

- ・学長のリーダーシップによる迅速な意志決定を行うため、大学経営会議を中心とした大学運営体制を確立する。
- ・業績主義による柔軟な人事制度を基礎とする報酬体系を構築する。
- ・全教職員に対し、3年の任期制と毎年の業績に応じて変動する年俸制を導入する。

(2) 効率的な財務運営

- ・教育機関や企業等におけるニーズに基づき、奨学寄附金、冠講座、各種公開講座の開催や、受託研究の受入等により、多様な自己財源の確保に努める。
- ・各教員の研究成果を基礎とする共同研究や受託研究等の事業提案を行い、そのPRに努める。
- ・開学初年度以降、光熱水費、コピー経費、その他の経費等の節約については全教職員への徹底に努める。
- ・経費の節減については、各月ベースで調査する。その結果に基づき、随時、業務の見直しを行い、費用対効果を検証の上、必要に応じて外部委託、業務の電算化を推進する。
- ・教職員の適正人員数については、開学後の教育カリキュラムの実践や、実際の学校事務量等に応じ各年ベースの適正配置に努める。開学後4年に、その間の実績を基礎に通常人員数を確立する。

(3) 説明責任の徹底

- ・大学の運営に関する多様な情報については、大学の広報誌やホームページなどの各種手段を用いて、常に最新情報を提供するとともに、情報公開請求や県民からの意見等に対し、迅速に対応する。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

(1) 予算（平成16年度～平成21年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5, 538
授業料等収入	1, 297
受託研究等収入	65
その他収入	235
計	7, 135
支出	
教育研究経費	1, 840
受託研究等経費	57
人件費	4, 234
一般管理費	1, 004
計	7, 135

〔人件費の見積もり〕

期間中総額4, 234百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに教職員給料、諸手当、時間外勤務手当及び法定福利費に相当する費用である。

(2) 運営費交付金の算定ルール

- ・運営費交付金算定ルールは、積み上げ方式によるものとし、実績等を勘案して、中期目標期間中に算定ルールを定める。

2. 収支計画（平成16年度～平成21年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	7, 4 2 3
教育研究経費	1, 6 8 5
受託研究等経費	5 7
人件費	4, 2 3 4
一般管理費	1, 0 0 4
減価償却費	2 9 4
雑損	1 4 9
収益の部	7, 4 2 3
運営費交付金収益	5, 3 8 3
授業料等収益	1, 2 9 7
受託研究等収益	6 5
資産見返物品受贈額戻入	2 9 4
雑益	3 8 4
物品受贈益	1 4 9
その他収益	2 3 5
純利益	0

3. 資金計画（平成16年度～平成21年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	7, 135
業務活動による支出	6, 980
投資活動による支出	155
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	7, 135
業務活動による収入	7, 135
運営費交付金による収入	5, 538
授業料等による収入	1, 297
受託研究等による収入	65
その他収入	235
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

IV 短期借入金の限度額

- ・運営費交付金等の受入の遅延等に対応するため、短期借入金の限度額を1億円（開学4年後における運営費の月平均の1カ月相当額）とする。

V 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

VI 剰余金の使途

中期計画期間中に生じた剰余金は、以下の経費に充てる。

- ・教育研究の推進及び学生生活の充実を図るための施設、設備、備品等の整備に関する経費

VII 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備等の整備に関する計画

- ・専門職大学院の設置や課程・コースの再編等が行われる場合には、それに伴い必要となる施設・設備等の整備を行う。

2. 人事に関する計画

(1) 人員計画の方針及び人員に関する指標

①人員計画

- ・ 教育課程の再編等に柔軟に対応した教員の配置を行い、教育効果の向上に努めるとともに、人員の抑制を図る。

②人事に関する指標

- ・ 期初の常勤教職員数 54人 期末の常勤教職員数 62人以内

(2) 人材の確保に関する方針

- ・ 教職員は、その人材を広く全世界的に求めるとともに、業績評価に基づく年俸制を採用した、民間と競争力のある報酬制度により優秀な人材を確保し、3年の任期制を採用して終身雇用制の弊害を回避し人材の流動性を確保する。